

建物の新築や増築、取り壊された場合は連絡をお願いします

住宅に限らず、工場、店舗、倉庫、車庫などの建物を新築、増築された場合は、完成の翌年度から固定資産税の対象になります。
また、既存の建物を取り壊された場合は、翌年から固定資産税がかからなくなります。
新築や増築、取り壊しをされた場合は、忘れずに連絡をお願いします。



【問合せ】 税務課資産税担当 ☎④8713 FAX④5700 zeimu@city.kasai.lg.jp

■年度末は、申請ラッシュ。軽自動車の検査・登録申請はお早めに

毎年、年度末は自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑し、長時間お待たせすることになります。自動車の検査・登録手続きは比較的すいている3月中旬までにお済ませくださいようご協力をお願いします。
なお、継続検査は、自動車検査証の有効期間の満了する日の1か月前から受けられます。余裕をもって受けてください。

区分	問合せ先
原動機付自転車(125CC以下)、小型特殊自動車	市役所税務課 ☎④8712
軽自動車	軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所 ☎079-231-4101
上記以外の自動車	姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067

■平成23年度固定資産税4期、国民健康保険税(普通徴収)8期の納期限は**2月29日(水)**です。納期内完納にご協力をお願いします。
問合せ先/税務課税制担当 ☎④8712

65歳以上の方の介護保険料について

現在、普通徴収(納付書または口座振替)により介護保険料を納付されている方で、右記に該当する方は、4月支給の年金から介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)がスタートします。
該当者には、3月中旬にお知らせの文書を送付しますので、ご確認ください。



■特別徴収に移行する方
平成23年4月から9月の間に、次のいずれかに該当することとなった方で、年額18万円以上の老齢(退職)年金、障害年金、または遺族年金を受給されている方が対象。
・65歳以上で、年金給付を新たに受けることとなった方
・年金給付を受けている方で、65歳になられた方
・市内に転入の届出を行った65歳以上の方

【問合せ】 長寿介護課介護保険担当 ☎④8788 FAX④8955 kaigo@city.kasai.lg.jp

入札参加資格審査申請書の受付

平成23・24・25年度建設工事、測量等(測量・建設コンサルタント等)にかかる入札参加資格審査申請の補充受付を次のとおり行います。
■受付期間
3月1日(木)～12日(月)の平日 9:00～17:00
■申請様式
国土交通省(地方整備局等)様式
※詳細は市ホームページに掲載しています。

■提出方法
市内・準市内業者 / 郵送または財政課(市役所2階)まで持参してください(預かりのみ)。
市外業者 / 郵送のみ(3月12日消印有効)。
■その他
物品の製造・買入れ等(物品の製造、買入れ、売払い、役務提供等)に係る入札参加資格審査申請書の受付については随時行っています。



【提出先】 〒675-2395(住所表記不要) 財政課管財担当(市役所2階) ☎④8704 FAX④8257 zaisei@city.kasai.lg.jp

電子証明書(公的個人認証)の取得について

確定申告に便利な国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用するには、電子証明書が必要です。
電子証明書とは、電子申請等のインターネットでの行政サービスを安心して利用するためのもので、各自治体は個人向けに「公的個人認証サービス」による電子証明書を発行しています。
なお、電子証明書を利用するにはICカードリーダライタが別途必要です。



- 電子証明書の取得方法
加西市に住居票のある方は、市民課窓口で住民基本台帳カード(住基カード)を入手し、申請書を提出してください。
- 申請に必要なもの(本人が手続きしてください)
○印鑑
○本人確認書類として「写真付の官公署発行の身分証明書(免許証、パスポート等)」と「健康保険証、介護保険証等の身分証明書」の2点
○手数料1,000円※住基カードのみを希望される場合の手料は500円
○6か月以内に撮影した写真(無帽、無背景、縦4.5cm×横3.5cm)1枚※顔写真付の住基カード希望の場合は市民課窓口での無料撮影も可能
- 電子証明書の更新方法
有効期間は、住基カードが10年、電子証明書が3年です。電子証明書の有効期間がすぎた場合、e-Tax(国税電子申告)などの電子申請、届出に使うことができなくなります。
更新を希望される方は、本人が住基カードと更新手数料500円を持参し手続きしてください。顔写真付の住基カードでない場合は顔写真付の本人確認書類(免許証・パスポート等)も併せて持参してください。受付時間は9:00～17:00です。



住民基本台帳カード(住基カード)
顔写真付の住基カードは本人確認書類として利用できますので、作成される場合は顔写真付をお勧めします。

お手持ちの住基カードに電子証明書を追加する場合は、本人が、住基カードと証明手数料500円を持参し手続きしてください。顔写真付の住基カードでない場合は顔写真付の本人確認書類(免許証・パスポート等)も併せて持参してください。

【問合せ】 市民課 ☎④8720 ※詳細は国税電子申告・納税システム(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)等のホームページをご覧ください。

「特別永住者証明書」の事前交付申請ができます

広報かさい1月号でお知らせしました外国人登録制度の変更が、7月9日をもって実施されることに決まりました。
現行の制度は廃止され、7月9日から特別永住者の方には「外国人登録証明書」に代わって、「特別永住者証明書」が交付されます。これに伴い、「特別永住者証明書」の事前交付申請を次のとおり受け付けています。
なお、新たな制度導入後も現在お持ちの「外国人登録証明書」は、次回確認(切替)申請期間まで「特別永住者証明書」とみなされますので、**特に希望のある方以外は、事前交付申請の手続きをする必要はありません。**また、7月9日(施行日)から3年以内に切替申請期間が来る場合、施行日から3年間、「特別永住者証明書」として使用できます。



- 申請に必要なもの
・旅券(パスポート)※所持している方のみ
・外国人登録証明書
・写真1枚(縦4cm×横3cm、最近3か月以内に撮影の無帽正面向き顔写真)
- 申請場所 / 市役所1階市民課窓口
- 「特別永住者証明書」交付時期
平成24年7月30日(月)頃から交付予定
※中長期在留者(在留カード交付対象者)は、入国管理局で手続きをしてください。
※その他詳細は、法務省入国管理局ホームページをご覧ください。

【問合せ】 市民課 ☎④8720 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp